# 取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」に基づき、コーポレートガバナンス体制の強化推進の一環として、取締役会の実効性に関する評価を実施いたしましたので、その結果の概要を以下のとおりお知らせいたします。

#### 1. 分析·評価方法

取締役会の実効性に関する質問票を、すべての取締役および監査役に配布し、全員から回答を得ました。

なお、質問票の作成においては、これまでの当社のコーポレートガバナンスに関する取り組み・議論を踏まえ、以下を評価項目として設定しました。

## <評価項目>

- ① 取締役会の審議・運営状況
- ② 取締役会の構成と役割
- ③ 社外役員に対する支援体制
- ④ コーポレートガバナンス委員会\*
- ⑤ 投資家・株主との関係
- \* コーポレートガバナンス委員会

当社は、指名、報酬、ガバナンス等に関する取締役会の諮問機関として、独立社外役員が構成員の過半数を占めるコーポレートガバナンス委員会を設置しております。

アンケートの回答内容に基づいて、取締役会において取締役会の実効性に関する分析 および評価を行いました。

## 2. 評価結果の概要

上記による評価の結果、当社の取締役会は適切に機能しており、概ね実効性が確保されていることが確認されました。昨年度挙げられた課題については、それぞれ以下の対応により、改善が図られていることが確認されました。

昨年度の課題	対 応 状 況
①資本市場の当社評価に 関する情報共有の充実	・投資家とのコミュニケーション等のIR活動状況を 取締役会に報告、および今後のIR施策等についての 議論の実施 ・決算発表後に発行されるアナリストレポートを四半期 毎に社外役員へ共有
②人的資本、サステナビ	
リティ等の非財務関連	「人的資本」、「サステナビリティ」について、中期経営
項目に関する取締役会	計画の進捗状況を取締役会に報告、議論の実施
での議論の充実	

#### 3. 今後の取り組み

昨年度の課題①への対応の結果、今後の課題として、IR施策の更なる強化に向けた 取締役会での議論の充実が必要であることが確認されました。また、社外役員の会社 理解とコミュニケーションの充実を求める意見が見られたことから、今後の課題とし て、新たに設定することにいたしました。

なお、昨年度の課題②については、今後も取締役会での更なる議論の充実を図ります。 当社は、上記の課題対応を通じて、コーポレートガバナンス体制の一層の強化に努めて まいります。